

家庭裁判所裁判官の実情



社団法人 共同親権運動ネットワーク

さいたま家裁 茂木典子 審判官

2009年3月3日のひな祭りの日、さいたま家庭裁判所の審判官茂木典子は、Kさんに対して、子供との面会を認めず、1年間にたった3枚の写真送付という決定をし、Kさん親子の交流の機会を奪った。Kさんは、2007年9月に元妻と別居し、その後、子供との面会交流を求めてきたが、裁判所に離婚をするのが先だと指示され、その指示に従えば当然子供と面会できる信じていたところ、騙し討ちのように子供と会う機会を奪われたのである。Kさんは、ごく普通の善良な市民である【子供に暴力があったりDVがあったわけではなく、相手方の不安感情が面会拒否の理由となっている・編集者注】。

裁判所のホームページによると、茂木自身は、社会に貢献できる仕事をしていると認識しているそうだ。茂木は子供が2人いて、仕事が忙しいため、子供に後ろめたい気持ちを持ったり、これでいいのかと考えてしまうこともあるそうだ。その一方で、Kさんからは平然と親子の交流の機会を奪った。茂木は仕事から得られるやりがいや充実感は他に代え難く、これからもできる限り続けていきたいという気持ちだという。

茂木の不当決定を受け、有志で「家裁いいかげんにしろ！ Kさん親子の面会謝絶審判を問う会」を結成し、裁判所に多数の仲間が陳述書を提出し、裁判所の前で不当判決を訴える活動をした。しかし、Kさんは即時抗告したものの、高等裁判所でも茂木の決定が支持されてしまった(裁判長裁判官稻田龍樹、裁判官浅香紀久雄、内堀宏達)。裁判官は前例から外れた一般的に見れば良い判決を出すと、出世に響くという。ということは、外国のように隔週の週末2泊3日の面会交流という決定を下したいと心の中で思っている審判官がいても、そういう決定はなかなか下せないということになる。むしろ、茂木のように年に写真3枚の送付という裁判所以外の誰もがおかしいと思うような判決を下すほうが裁判所では出世するということである。

さて、筆者である私自身も子供と1年4ヶ月会えていない。監護者指定の審判を求めた時、東京家庭裁判所の審判官の新堀享一は、出てくるなり、監護者指定の審判を取り下げるよう言った。相手方が子供を監護している状態にあるから、無駄だから取り下げると言うのである。どちらが監護者として望ましいのか、検討する前から判決を言い渡したのだ。私が、なぜ取り下げなければいけないのかと食い下がったが、新堀は面倒臭そうに取り下げるよう執拗に命令した。刑事裁判で裁判がはじまる前から判決を言い渡すだろうか。そういうことがまかり通るのが家庭裁判所である。(鳴海 勝)

[「共同親権運動」第3号から]

横浜家裁 本間陽子 審判官

4年前、私には当時、2歳になるかならないかの男の子が1人いましたが、仕事のために自宅を不在にしているとき、元妻が子どもを連れて実家に戻ってしまい、その後一切の話し合いにも応じようとせず、2週間ほどで弁護士をつけ、いきなり離婚調停を申し立てられました。そしてこれが、私のいまだに続く裁判所とのかかわりの始まりでした。

私も子との面会交流の調停を申し立てたので、元妻の申し立てた離婚及び婚姻費用請求の調停と、私の申し立てた面会交流の調停が一緒にになって、東京家庭裁判所八王子支部（現立川支部）において話し合われることとなりました。実は私は、このことがあるまでは、日本の法のシステムというものに対して、漠然とした安心感・期待感を抱いていました。親族に裁判官、検事などがあり、私の姉も地裁の鑑定医の仕事などもしていますし、私自身、大学院で法律を学んでいたこともあって、法律というものをより身近に感じて生活していたので、自分の味方になってくれるものという意識が心の底にあったからです。きちんと話をすれば分かってくれるはずだと思っていました。しかしそのような考えは、調停が始まり、家事審判官（家庭裁判所の裁判官）の本間陽子やその取り巻き（調停委員、調査官）と接するにつれ、単なる幻想に過ぎないということを嫌というほど思い知らされました。

元妻が申し立てた離婚原因は4つです。

「思いやりがない、感情を剥き出しにする、嫉妬深い、独占欲が強い」、慰謝料として300万、養育費月10万というものでした。本間陽子は2回目から調停に顔を出しましたが、まず彼女に言われたことが「こんなことを裁判所に持ち込まれて迷惑だ」でした。私としては、そういうことは申し立てた相手方に言うべきだと思うのですが、離婚調停や面会交流を申し立てること自体が「家裁にとって迷惑」と言い切ってしまう家裁審判官に対して、怒りを通り過ぎて唖然とするしかありませんでした。子どもとの面会については、私としては、離婚は両親の別れであって、親子の別れではないのですから、頻繁な面会を定め、調停条項もできるだけ細かく規定し取り決めておきたい旨を、諸外国の具体的な面会交流プランや日本も批准している「子どもの権利条約」などを、臨床心理士に書いて頂いた意見書も添えて説明しましたが、彼女はまったく聞く耳をもとうとしません。

「ハーグ条約？ 刑事罰なんかなりませんよ」

国際条約は憲法よりは下位ですが、法律よりは上位に位置づけられることは法律を学んだ者の常識ですが、子どもの権利条約の話をしても、まったくの馬耳東風で

聞く耳を持ちません。「子どもが小さいうちはお母さんが育てるのが当たり前」、「どちらが良いとか悪いとか言えません」とのことなので、「どちらが良いとか悪いとか言えないのであれば、子どもとの関わりにおいてもファイフティ・ファイフティにすべきではないのですか?」と言っても、こちらの質問にはまるで答えません。更に「子どもに会う会わないを決めるのは私(本間)です。審判になつても月1回以上の面会はでませんよ!」と言われました。いやしくも、裁判官が審議にも入っていない調停の段階で、一方当事者に対してこのような結論を臆面もなく発言して許されるものなのでしょうか? 江戸時代の奉行所の方がまだ公平なのではと思います。

生まれたばかりの子どもの産毛を使って記念に筆にしたもの、妻が私のもとから自分のもとへと送ってくるように言ってきました

「親権者になる奥さんのもとに置いておくのが筋でしょう」

「あなたは面接については明文規定がないからと言いましたよね。子どもの筆は親権者の手元に置くべしと法に書いてあるんですか?」

「……筆一本で訴訟にしますか?」

「筆一本で訴訟にします」

結局、この言葉を本間が相手に伝えました。それに対する本間の説明が振るっています。

「奥さん譲歩しましたよ……」

結局本間の一貫したスタンスは、落とせそうな方を落とし、早く事件を片付けたい、この一点に尽きると思います。

法を司る者のこれらの言動すべてが、もはや司法上の原則とは無縁のものであること、むしろそれは法治国家の原理を完全にないがしろにしていることを証明していること、この点において私は本間陽子はナチス民族法廷長官ローラント・フライスラーとなんら変わることのない人間であると考えます。私は税理士をしていますが、国民は「調停を申し立てたら迷惑です!」と公言して憚らない家裁判事を養うために税金を払っているわけではありません。このような知識も智慧もない裁判官が、国民の司法に対する信頼を著しく失墜させ、社稷を危うくするのです。

(江田島八郎)

[「共同親権運動」4号から]



千葉家裁 作原れい子 審判官

平成21年5月28日、千葉家庭裁判所家事審判官、作原れい子は、Hさんに対して2人の子ども達との面会を、年3回と定めた。Hさんは、子供たちを連れ去られた後に望まぬ離婚をした。調停離婚が成立したときには「月に2回、宿泊ありの面会」が明記されていたが、それが履行されたのは1年ほどで、その後は不履行が続いていた。面会条件履行の調停申立は相手方の拒否により不調に終わり、その後の審判の結果が冒頭の「年3回」である。

作原れい子についての今回の記事では一方的に糾弾する内容ではない。しかし、不透明で不当な家裁の実情と運用、迷走する審判官の姿が浮き彫りとなってくる。

Hさんは、連れ去りにより突然子どもと引き離された。もちろん、Hさんに有責性はない。むしろ、Hさんの相手方は同じ職場の妻子ある男と不倫関係にあり、Hさんの子ども達を巻き込んでいた。半同棲生活や不倫旅行に同行させ、この交際を口止めして子ども達をノイローゼ状態にしていた。子どもはストレスで自らの指の爪を全てむしってしまう自傷行為をしていた。相手の男はその後自らも家出し、離婚成立後、Hさんの相手方と再婚。同時に養子縁組して養父となっている。そしてそれを前後にHさんと子ども達との面会を拒絶した。

その様な状態での「年3回」である。この審判は一見「面会できない状況を少しでも打破している」と見ることもできるが、その経緯には様々な問題を抱えていた。

この作原れい子という審判官が関わったのは、この面会交流申立ての事件だけではない。Hさんは前述の経緯が子どもに与えている影響を看過できず親権者変更の調停申立をしている。作原はこの事件も担当している。作原は期日に相手方を呼び出さなかった。それだけではなく、事件自体を伝えていない。期日にはHさんのみが出頭していた。そして作原はこう告げたのである。「これは取り扱いません。帰りなさい。面会交流の調停なら扱う」と。事件番号、期日が決まっている申立てに対して非公式な席でHさんを追い返したのである。作原はHさんに、調停を行うこともその後の審判で審議される権利すら否定したのである。こうしてHさんは子ども達を救うことを絶たれた。

その後の面会履行調停を担当したのもこの作原である。作原は調停が始まってから2、3回後には自ら調停を取り仕切った。これは一般的の調停では珍しいとされている。調停室には調査官と作原がいて、調停委員は不在、そんな状態での調停の進行だった。「少なくとも、今の不履行の状態は何とかしなければならない」としつつも、履行させるわけでもなく、相手方と「どの程度なら面会させてもよいのか？」

という話が大半だったという。作原はHさんに「離婚した親が子どもの教育や生活について口を出すのは言語道断」とHさんの発言をさえぎり、調停では一切発言させないこともあった。調停期日の大半は作原と相手方との話に費やされた。その結果の不調である。この時点ですでに不履行は1年以上となっていた。

その後の審判では審問期日を設けず、調査官調査の内容は“結論ありき”的な不自然な飛躍がある結論であった。不履行は放置されるばかりか調停と審判の長期化により、引き離しは助長された。結果、年24回あったはずの面会は8分の1の3回に激減した。主たる理由は「監護親が嫌がっているから」である。高等裁判所でもこの審判結果は支持された。

調停、審判を門前払いし、不履行を放置、追認した上で、監護親の一方的な拒否に迎合する形での面会制限。一方で例外的な面会調停の取り仕切りや、面会はされるべきとの方針。無責任なのか、引き離し助長をしたことへ責任を感じているのか分からぬ。引き離される親子の悲しみを理解しているのか、子どもを精神的に虐待し、面会不履行の監護親を支持しているのか。傍目からは迷走状態である。その真意、経緯、理由は誰も知ることはできない。裁判官は独自性を保証されており、下した判断で当事者がどうなろうと責任を持つ必要が無いからである。この不透明性、暗黒性こそが、現在の家裁であることは間違いない。(望月 蓮)

[「共同親権運動」 6号から]



横浜家裁相模原支部 納谷 肇 裁判官

2009年4月、Aさんは、妻が当時4ヶ月の息子を連れて実家に帰ったことで子どもと会えなくなった。

Aさんの妻は、離婚調停を申し立てると言っていたが、調停の連絡が来る前に一方的に自分と子どもの住所変更を通知して実行した。このときAさんは、子どもにとつては両親そろっていることが、子どものためでもあると思い、円満調停を申し立てた。その後、子どもとはなかなか会うことができず、調停は進んだため、子どもとの関係を回復する意味でも家族みんなで過ごせるよう、2009年9月、Aさんは同居を求める審判を申し立てた(民法上には相互扶助と同居義務の規定がある)。家裁は審判を申し立てても調停前置主義なので、すでに進んでいる調停に統合された。その後、2回調停を繰り返したが、双方の言い分は折り合わず、裁判官が不成立を宣告した。

その際に、同居を求める審判については、裁判官は次のように説明した。

「審判を申し立てることができるが、こんなものは、審判手続きに移行したとしても、申し訳ないが結果は明らかであり、簡単な理由で却下になると思います」

申し立て前なのに判決が確定したかのような口調だった。

Aさんは審判を申し立てたが、意見聴取もされず書類だけで決定が出た。その審判理由に不服だったので、Aさんは高等裁判所に抗告した。ここで相手側から婚姻費用の分担調停が申したてられ、それに対してはAさんは真摯に受け止め、「折り合いができる額をお払いする」という話を進めたが、納谷は機械的に算定表に基づく決定をした。Aさんは家族を再生するためにもその額を払っていくつもりだった。Aさんが高裁に抗告した同居を求める審判では、一審の裁判官の問題発言等も抗告理由の一つにしたにもかかわらず、そのことには一切触れずに、高裁でも同居を求める審判は棄却された。Aさんとしては、棄却理由が客観的でないとは思っていたが納谷のような裁判官が三審制の一審を担当したため、次は最高裁判所しかなく、最高裁判所が審議するような特別抗告理由を見つけることができず、諦めるしかなかつた。

一方、Aさんの妻は、算定表に基づく決定では額が少ないと理由で高裁に抗告した。高裁は、妻の年収が減額されるという主張を受け、一審の決定に対して増額した額を言い渡した。Aさんはそれを受け入れ、その後決定通りの額を払い続けている。

当時子どもとは、2~3ヶ月に1回2時間ほどしか会えておらず、Aさんは子ど

もとの親子の絆を形成していくために再び調停を申し立て、面会交流調停を現在も継続している。Aさんの息子は1年半の間に、2歳になっていたが、一番成長の著しい時期に自分の子どもに会うことができず、Aさんは今もつらく寂しい思いをしている。

なおAさんが納谷裁判官について調べると、納谷は2006年に千葉地裁松戸支部で判決を出した民事訴訟で憲法違反を犯した裁判官であることが過去の新聞報道でわかった。その控訴審で高等裁判所（南敏文裁判長）は、非公開の法廷で弁論終結の手続きを行ったことに対して、公開法廷での弁論終結の手続きを行わないまま、請求棄却の判決を言い渡したのは違法と指摘している。納谷は、「(非公開の部屋で行った)弁論準備手続きから口頭弁論に移行する際、部屋を(公開の法廷に)移動する手間を惜しんだ。不注意だった」と釈明した。納谷は書記官も同席させず、後で書記官に調書作成を指示していたという記事もあった。高裁は納谷の行為を「憲法に定める公開の原則に反する」とし、審理を一審に差し戻した。これに対して、千葉地裁の中山隆夫所長は、納谷を厳重注意処分にした。

Aさんの事例においても、納谷は懲りることなく同じことを繰り返している。



東京家裁立川支部 伊藤 治 審判官

2008年11月に、Bさんは当時14歳の子どもを妻に連れ去られ、それ以来子どもと会えなくなりました。居場所もわかりません。

2009年1月、妻は離婚調停を申し立て、Bさんは子どもと会うために面会交流の調停を申し立てました。

調停は10月まで回数を重ね、離婚調停は不調に終わり、離婚裁判に移行しました。面会交流の調停では、調査官が子どもと会い、調査官報告書をBさんが見ると、子どもは「会いたくない」と言っていることがわかりました。

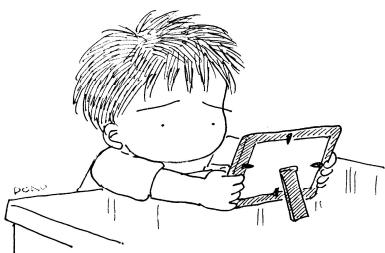
最終段階の調停では、法廷で調停委員もいない中、「審判が覆るような決定は書かないから」と、Bさんは裁判官の伊藤から冒頭言われました。

伊藤は、本来こういう離婚の問題は家庭裁判所で取り扱うべき問題ではない。人ととの話し合いで解決を図っていくべきもので、裁判所が介入するのは筋違いと、Bさんにその後、1時間にわたってとうとうと説諭しました。また伊藤は、「私は出世はしたくない。高裁に行けば、最高裁に行けば、上に行けば行くほど自分の意に沿わない判決や文章を書かなければならぬ。そんなことを私は書きたくない。だから家裁のほうがまだ自分の意思が入る余地がある」とも言いました。

これだけ聞くと、いい裁判官のようですが、Bさんを説得している最中には、「こういうことはよそでは言わないでほしい。言っていることがわかると裁判官仲間の中で自分の立場がなくなる」と、Bさんに言ってもいます。

子どもに会いたいのはやまやまでしたが、Bさんは離婚裁判への影響も考えて面会交流の調停を取り下げました。

結局、離婚裁判ではBさんの主張はまったく取り上げられず、子どもとの面会は決まらないまま、立川家裁は別の裁判官によって離婚を認め、親権は母親に行きました。



岐阜家庭裁判所 富田善範 審判官

Cさんは、2007年9月に東京高等裁判所から人身保護請求による聞き取りの呼び出しを受け、裁判所に行きました。相手と別れた後、その後の養育が決まるまではという合意のもと、Cさんが2人の子どもを見ていました。相手との間の当時1歳の子どもと相手の3歳の連れ子も、Cさんは、それまでみんなで住んでいた町でいっしょに育て、保育園に通わせ、相手方とも子どもたちは宿泊つきで交流していました。Cさんとは未婚で2年間暮らしたので、Cさんに親権はありません。

事情を言えばわかってもらえると思ったCさんに対し、裁判長の富田は、「あなたも法学部を卒業しているからわかるでしょう」、「命令は出しますから」と冒頭述べ、相手との話し合いが先ではないかと述べるCさんに、「子どもを渡してから話し合えばいい」と言いました。

当時相手方は遠い九州に住んでいたため、子どもたちにとって、現在住んでいる場所が生まれ故郷であり、そのことを考えて欲しいと述べると、「それは関係ない。裁判官にも異動があるんだから」と、結局、命令は出されました。Cさんは、「面会交流については誠実に協議する」との裁判所での相手の申し出を合意にまとめ、子どもたちを相手方に渡しましたが、相手方は1度しか子どもに会わせませんでした。Cさんは富田の言うように調停を申し立てましたがまとまらず、審判に移行しました。結局、Cさんが2人の子どもと会えたのは2年半後、その間に子どもたちは4歳と7歳になっていました。

Dさんは12年前に面会拒否によって生き別れた息子と会うために、岐阜家裁に面会交流の調停を申し立て、富田が担当しました。調停でDさんは、17歳になっていた息子から手紙を調停委員を介して渡されました。それを見ると、養育費や学費を100万単位で振り込むようにと書かれていました。調停はまとまらず1年が経ち、その後、相手方からは、面会したければ300万円払え、払わなければ話し合いの余地がないと伝えられました。Dさんはその内訳を調停委員を通じて相手に聞いてもらいましたが、結局、相手が受け付けず調停は不調になりました。

調停が審判に移行することを伝えに出てきた富田は、「元夫婦がけんか状態で会うのは子の福祉にとって好ましくない」とDさんに伝え、「相手が断固拒否だと、家裁は強制できない」と説明しました。Dさんが、「人身保護というのはありますよね」と富田に聞くと、「あなたはやらなかつたんでしょ」と応えました。

Dさんは、12年前に夫の暴力を原因に子どもを連れて家を出、その後岐阜家裁で離婚調停を申し立てましたが、相手方の要求と調停委員の勧めもあり、子どもを

調停中に夫に会わせていました。何度目かの面会後に夫は子どもをDさんに返さず、その後、Dさんは月に1回の面会を決めて離婚しましたが、結局それ以来、会えなくなっていました。

審判の担当裁判官は富田から別の人代わり、Dさんは子どもに会えないまま、調停を申し立ててから1年以上の時間が経ちました。

要望書

富田善範 岐阜家庭裁判所長 様

2010年7月16日

東京都新宿区西新宿6-12-4コイトビル3階

TEL 03-5909-7753

社団法人 共同親権運動ネットワーク

私たちは離婚によって子どもと会えなくなった親のグループです。

去る6月24日、12年間子どもと引き離された植野史さんが申し立てた面会交流の調停において、相手方から子どもと会うためには300万円を用意するようという要求がなされ、調停委員会（富田善範裁判官、もんま、わにべ調停委員）を通じてそれが植野さんに伝えられました。私たちは、岐阜家庭裁判所において、このような人質取引が制止されるどころかそのまま調停合意の斡旋の手法として使われることに、抗議します。

子どもを人質にとって親に金品を要求する行為は、一般社会においては犯罪です。しかし家庭裁判所においては、人間関係調整の名の下に慣行として当たり前になされています。

私たちの会は、「離婚するまで子どもと会わせない」、「慰謝料を払うまで子どもに会わせない」などといった同様の人質取引を、家裁の調停の場でなされたという親の相談を日々受け付けています。

面会交流がテーマとなる調停は、子どもを挟んだ冷静な関係がどう築けるかを目的とすべきと考えますが、このような人質取引の容認は、子どもの気持ちをないがしろにし、お互いの対立関係を深め、自らの主張を子どもを武器に通そうとすることを許す点で極めて悪質です。

離婚は親どうしの問題であり、家裁が子どもを育てるのでのない以上、「会う、会わせない」ではなく、離婚後の養育のやり方を決めるための道筋をつけるのが家裁の役割です。親権者であろうがなかろうが親は親です。少なくともこのような人質取引は制止され、将来に向けてルールに基づいた共同養育の斡旋をしなければ、当事者の納得は得られないでしょう。対立関係を深める調停を進めておいて、「協力できないから面会交流は無理」というのでは、家裁が親子関係を絶っているようなものです。親どうしの関係が非関与でも、取り決めさえしっかりとしていれば面会交流は可能です。

私たちは、植野さんの調停において、二度とこのような主張が植野さんに伝えられないように求めます。何より、植野さん親子の当たり前の関係が取り戻せることを願っています。そして岐阜家庭裁判所における人質取引が今後なされないように、職員の研修も含め再発防止を求めます。

このレポートは、共同親権運動ネットワークの会報「共同親権運動」で連載している裁判官紹介のコーナー及び、共同親権運動ネットワークが、会員から聞き取った裁判官の実態について、紹介したものです。

すべての文章の責任は、共同親権運動ネットワークにあります。

なお、文中共同親権運動ネットワークが編集したもの（署名のないもの）に関しては、敬称は略しています。

家庭裁判所裁判官の実情

2010年12月8日発行

発行 一般社団法人 共同親権運動ネットワーク

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-12-4コイトビル3階

TEL03-5909-7753

FAX03-5909-7763

<http://kyodosinken.com/>

Mailto info@kyodosinken.com

無断転載はお断りします。